

第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画【概要版】(1/2)

第1章 計画策定にあたって

○**計画の目的**： 少子高齢化や気候変動など、スポーツを取り巻く社会環境や利用者のニーズが変化
する中、市民のスポーツ環境の確保やさらなる充実が求められるとともに、効果的な施設の整備や維持
管理の一層の効率化を図る必要があり、今後のスポーツ施設整備を計画的に推進するため、「第3次
宇都宮市スポーツ施設整備計画」を策定するもの。

○**計画の位置付け**： 「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の分野別計画「誰もが生涯を通じてス
ポーツを楽しむ社会」を実現するため、また「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」の基本施策のひとつ
である「スポーツ施設等の整備・充実」を実現するための計画として位置付ける。

○**計画における対象施設**： 整備中の施設も含め、所管(予定も含む)する39施設を対象とする。

○**計画の期間**： 令和8年度から令和17年度までの10年間とする。(必要に応じて中間見直しを行う。)

○第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に計上した整備の取組結果及び見直しの方向性

- ・ 計画に計上した各項目について、計画通り実施できた項目が51%、未実施の項目が49%となった。
- ・ 大規模整備事業をはじめ、利用者の安全・安心を図るための工事や大規模大会等に係る整備などについては、一定、計画的に対応できた。
- ・ 上記以外の改修や更新等については、緊急的な改修・修繕を要する事案の発生に伴い、安全性確保の観点から、対応の優先順位を見直す必要が生じたことにより、安全性において問題の無い計画計上の取組については対応を見送った。
- スポーツ施設の中で重要な役割を担う「拠点・準拠点施設」に係る整備・改修等については、引き続き具体的な取組を計画に計上し、「拠点・準拠点以外」の施設については、今後の施設の方向性を計画に計上していくこととし、具体的な取組については、必要性や適時性を見極めながら個別に対応する。

第2章 スポーツ施設等を取り巻く現状と課題

○現状と課題の整理

- ・ 本市の置かれている現状を内部環境・外部環境から、4つの観点に基づき、幅広く捉えることで、現状を的確に把握し、本市が対応すべき課題を整理することにより、具体的な施策・事業を検討し、効果的なスポーツ施設整備計画の策定につなげる。

現状把握の観点

現状分析

現状分析のまとめ

現状を踏まえた課題

① 関係計画から見る国・県等の動向 (計画型AP)

② スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化 (環境型AP)

③ 本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用 (運用型AP)

④ 他市の状況 (比較型AP)



① スポーツ活動環境の充実と施設長寿命化の推進

② 施設ストック適正化の必要性

③ 個人スポーツ競技の継続的な人気とスポーツ人口の変化

④ 気候変動の影響によるスポーツ施設利用の制約

⑤ 地域間・競技種別での施設及び稼働率の偏り

⑥ スポーツ施設に係る維持管理費用の増加

⑦ 競技別に見えた施設の過剰と不足

⑧ 多様な手法によるスポーツ活動環境確保の必要性

課題1
 「みる・あつまり・ともに・つながる」の推進に向けた施設整備
 関連する現状分析 ①②

課題2
 変化するニーズ等を踏まえたスポーツ環境の整備
 関連する現状分析 ①②③⑤⑥⑦⑧

課題3
 気候変動や災害の頻発化などに応じたスポーツ環境の確保
 関連する現状分析 ④⑥

課題4
 スポーツ施設の効率的なマネジメントの推進と多様な整備手法の検討
 関連する現状分析 ②⑤⑥⑦⑧

第3章 基本方針における考え方及び基本方針

- ・ 「利用の観点」と「管理の観点」双方のバランスを確保しながら、基本方針を設定していく必要があるため、基本方針の設定にあたり前提となる考え方を整理し、基本方針を設定する。

3つの考え方

基本方針

効率化
 人口減少など社会環境が変化する中、スポーツ施設の質や数において、適正なバランスを確保しながら、優先化・重点化を図る

魅力化
 幅広い世代のスポーツ活動をはじめ、エンターテインメント性の高いスポーツ観戦環境やプロスポーツ活動を支える場の整備など、スポーツ環境の更なる充実を図る

持続化
 スポーツ施設の老朽化状況などに対応するとともに、設備の高効率化や再生可能エネルギーの導入など、環境に配慮した設備・機器の導入・更新をするなど、施設の維持・継続を図る

方針① 市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現

人口減少や少子高齢化が進行する中、スポーツニーズや環境の変化なども見据えながら、将来にわたって子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ活動を楽しむことができる環境を実現します。

方針② 継続的かつ合理的なスポーツ環境の実現

スポーツ施設における利用状況や稼働率などを踏まえながら、施設の修繕・改修の優先化・重点化を図るとともに、高効率な設備・機器への更新や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入など、スポーツ施設における環境配慮の取組を推進するほか、施設の集約化や統廃合等に取り組むことで、スポーツ施設全体の最適化を図ることにより、継続的で合理的なスポーツ環境を実現します。

方針③ 安全・安心なスポーツ環境の実現と利用者の利便性向上の実現

スポーツ施設の老朽化の進行や気候変動などを的確に捉えながら、すべての人が安全な状況のもとで、安心してスポーツに取り組むことができる環境を実現するとともに、DXの推進により、スポーツ施設における利用者の利便性の向上を実現します。

方針④ 市の魅力・活力づくりに資するスポーツ環境の実現

本市スポーツ施設における大規模な大会の開催やプロスポーツチームの活動により、スポーツを通じた賑わいの創出ができるよう、市の魅力や活力づくりに資するスポーツ環境を実現します。

第4章 施策及び個別事業

○市民のスポーツ活動を支えるための施設整備・管理等における基本的な考え方

(1) 公・民スポーツ施設の役割分担

公共	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ人口の裾野拡大等を図り、市民が生涯に渡りスポーツに親しめるよう、人口や配置バランス等を考慮しながら、普及度が高い競技や多目的の利用ができる施設を中心に、活動の機会を提供する(するスポーツ)。 見る人に感動や憧れを与え、市民のスポーツ活動の動機付けにもつなげることができるよう、トップレベルのプロスポーツ観戦の機会を提供する(みるスポーツ)。
民間	<ul style="list-style-type: none"> レジャー性の高い競技や注目を浴びている競技などを中心に、市場ニーズを捉え、利用者に付加価値の高いスポーツ活動の機会や活動の場を提供している。

【市スポーツ施設以外の施設の活用について】

- 市スポーツ施設以外の施設も、スポーツを提供するストックのひとつとして捉え、市民のスポーツ活動環境の確保において有効活用を図る。
- 公・民におけるスポーツ施設の役割分担を基本とし、県有施設等の整備状況を踏まえながら、市スポーツ施設としての機能やあり方を検討し、本市におけるスポーツ活動環境の充実に取り組む。

(2) スポーツ施設の位置付け

拠点施設8施設、準拠点施設9施設を位置付ける。

位置付け	定義	施設名
拠点施設	全国大会から市民利用まで幅広い需要に応える整備水準の高い施設で、プロスポーツ活動環境の観点からも施設機能の充実が求められる施設	<ul style="list-style-type: none"> 市体育館 清原体育館 清原中央公園 河内総合運動公園 屋板運動場 市スケートセンター 東部総合公園 ※ 北西部地域体育施設
準拠点施設	拠点施設に準じる機能を有する施設で地域の生涯スポーツの拠点となり、地域の活動拠点として、利便性や環境の確保が求められる施設	<ul style="list-style-type: none"> 明保野体育館 雀宮体育館 上河内体育館 河内体育館 宮原運動公園 駒生運動公園 市サッカー場 ドリームプールかわち 市弓道場

※整備中の施設

(3) スポーツ施設のストック最適化に向けた検討手順

○スポーツ施設の分類の手順

- スポーツ施設のストック最適化に向けて、スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」における評価の項目を参考にしながら、「利用・安全・コスト」の観点に基づきスポーツ施設の評価を行い、「維持」又は「見直し検討」に施設を分類する。

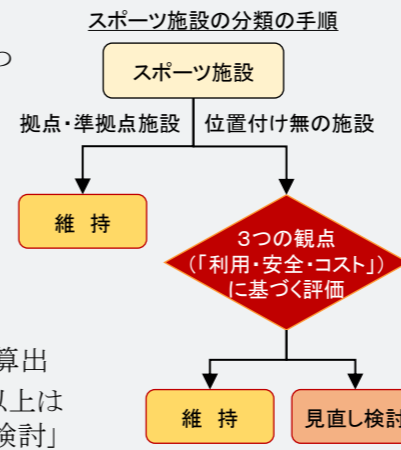
○評価の観点

次の各観点において、3つずつの指標を設定

- 利用: 人数・施設規模・立地
- 安全: 災害リスク・老朽化
- コスト: 総費用・施設規模・人数

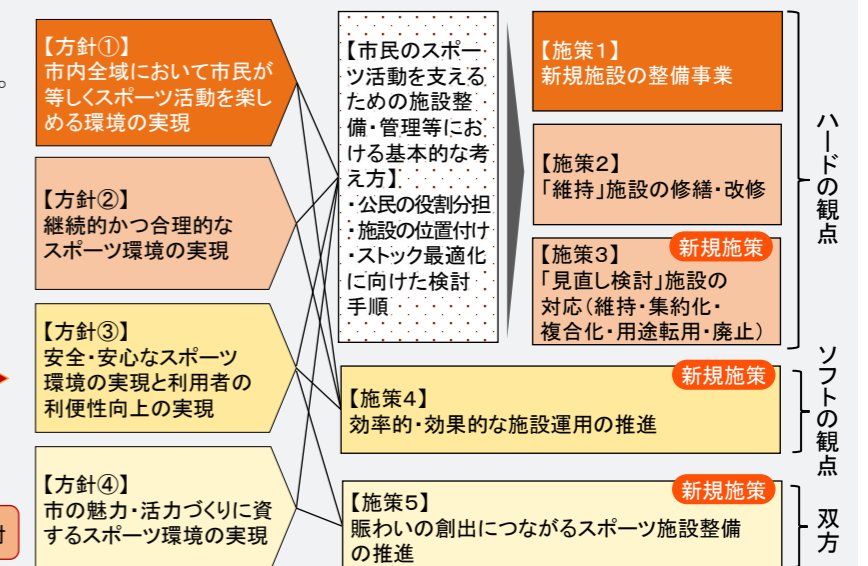
○評価の方法

- 9つの指標で数値化
- 9つの指標ごとに平均値を算出
- 平均値以上の指標が5つ以上は「維持」4つ以下は「見直し検討」



○施策の構成

- 現状を踏まえ導出した課題に対応するため、4つの基本方針を踏まえ、「ハードの観点」と「ソフトの観点」から「5つ施策」を定める。



【施策1】新規施設の整備事業

- スポーツ施設の新設の検討にあたっては、市民の利用ニーズを踏まえながら、市スポーツ施設の整備状況をはじめ、公有財産の有効活用や本市におけるさまざまな課題を多角的に検討・整理する。
- 4つの基本方針を踏まえ、計画的かつ円滑な事業の推進につながることを基本とする。

(1) 東部総合公園整備事業

- 「(仮称)平出町トランジットセンターゾーン整備基本方針」(R2.8)に基づき、本市初となるPark-PFI(公募設置管理制度)を活用し、令和7年度中に供用開始する。

(2) 北西部地域体育施設整備事業

- 「北西部地域体育施設整備基本方針」(H30.3)及び「北西部地域体育施設整備基本計画」(R4.3)に基づき、令和9年度中の供用開始に向け、引き続き、計画的に取り組む。

(3) 屋内プール整備事業

- 水泳は市民ニーズが高い傾向のスポーツでありながら、市民が実施できていないスポーツであり、他種目と比較し全世代からの幅広いニーズがある。
- 市スポーツ施設としてのプールの整備状況においては、施設数やカバーエリアの観点からプールが不足している。
- 駅東公園プールの老朽化への対応など、東部スポーツウェルネスラインの更なる深化を図る必要がある。
- 学校の水泳授業については、学校プールの老朽化や児童生徒数の減少を踏まえ、民間プールを活用した水泳授業の実施の検討が進んでいく状況にある中、東部エリアを含め、学校の近隣に受け入れ可能な施設が存在しないエリアが複数ある。
 - 屋内プールの整備に取り組む必要がある。
 - まずは東部エリアへの整備を進め、市民利用と学校利用の双方に対応できるよう、必要な規模や機能等を整理する。
 - その他地域においても、市民と学校の双方が利用できる屋内プールの整備について、公有地の活用やプールの配置バランス、アクセスなどを踏まえながら検討する。

【施策2】「維持」施設の修繕・改修

○維持施設における修繕・改修の優先化・重点化

- 本市公共施設等総合管理計画においては、公共建築物の長寿命化の推進を図るため、施設の特性などを踏まえながら、予防保全や事後保全に取り組むこととしている。
- スポーツ施設においても、この考え方を踏まえながら、維持施設については、重要性や緊急性を判断し、優先順位を見定めながら、予防保全や事後保全に取り組み、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減、安定的な施設稼働の確保や施設維持を図る。

(1) 清原球場(拠点施設)の修繕・保全

- 令和6～7年度に実施した修繕・保全方策検討調査結果を踏まえ、清原球場の修繕・保全に取り組む。

(2) 上河内体育館(準拠点施設)空調設備設置等改修工事

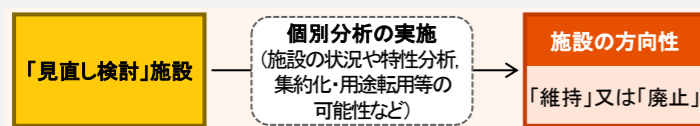
- 上河内体育館に空調設備を設置するとともに、合わせて照明のLED化や利用者の利用環境の向上を図るためのトイレ洋式化工事などに取り組む。

【施策3】「見直し検討」施設の対応(維持・集約化・複合化・用途転用・廃止)

新規施策

○見直し検討施設の方向性

- 利用者数や維持管理コストの多寡、ハザードの指定の状況などを踏まえ、スポーツ施設の分類を行った結果「見直し検討」となった施設については、今後、施設ごとのより詳細な個別分析などを行い、具体的な施設の方向性を整理し、施設の見直しに取り組む。



○見直し検討施設に対する個別分析

- 「見直し検討」施設のより詳細な個別分析については、3つの観点(利用・安全・コスト)のさらなる検討の深度化や代替施設、土地活用の観点における検討などを行い、最適な施設の方向性を総合的に判断する。

○その他(施設の機能)の検討

- スポーツ施設の分類の結果「維持」となった施設についても、公共と民間の役割分担や施設の利用状況を踏まえ、施設内における一部の機能については、見直しや機能転換などを行う。

【施策4】効率的・効果的な施設運用の推進

新規施策

○安全・安心なスポーツ環境への対応

- 防犯カメラ: 利用者の安全確保や犯罪・事件等を抑制・未然防止を図るため、設置の推進に取り組む。
- AED: AEDの管理方法や設置していく施設の優先順位を整理しながら、管理者が常駐しない屋外スポーツ施設への設置に向け取り組む。

○施設の開場時間の見直し

- 屋外施設: 冬場の開場時間の拡大を検討する。
- 屋内施設: 日曜日・祝日の開場時間の拡大を検討する。

○DX化の推進

- 公共施設予約システム、キャッシュレス
- 施設利用者アンケートのデジタル化
- デジタルサイネージを活用した情報発信
- スマートロックの導入 など

○財源確保策の検討

- ネーミングライツの導入検討(宇都宮市体育館、清原体育館等)
- デジタルサイネージ広告枠の活用検討(新規施設)
- 広告施設の区画料金等の見直し検討(宇都宮清原球場)

【施策5】賑わいの創出につながるスポーツ施設整備の推進

新規施策

○プロスポーツの支援

- プロスポーツチームの活動を本市経済や地域の活性化・にぎわいの創出などにつなげるため、本市をホームタウンとする。プロスポーツチームの活動環境向上に取り組む。
 - トップリーグに適應できる施設整備の支援
 - にぎわい創出に向けた施設整備の支援
 - チームが活動しやすい施設利用の支援

○大会開催に適應できる施設整備の検討

- 「みる」スポーツを楽しみ、人々の交流が生まれ、集まる場となるよう、スポーツ大会の開催などに適應できる施設整備の検討に取り組む。
- 次のスポーツ施設については、施設整備の計画や設計段階において、専門家・競技団体へのヒアリング、大会主催者との意見交換など実施しながら、大会の開催要件への適應や効率的な大会の開催を実現できる施設整備に取り組む。
 - 東部総合公園(再掲)
 - 北西部地域体育施設(再掲)

第5章 計画の推進体制

○計画の推進体制

- 本計画において計上した各施策を着実に実現するため、関係機関やプロスポーツチーム等との連携を図りながら取り組んでいく。

